

令和2年度第2回津野町農業委員会定期総会会議録 (第1日目)

召集年月日 令和2年5月18日

召集場所 津野町役場 西庁3階 委員会室

開 会 令和2年5月27日 午後4時30分

出席委員

1番 松岡保宏	2番 大崎 登	3番 大地勝義	4番 宇都宮京子
5番 川村実男	6番 田部一直	会長 戸田和宏	

(推進委員)

川渕慶博	川西利文	明神長生
山崎哲人	長山計一	明神 正

欠席委員

下元利晴

その他の出席者

局長 戸田喜博 職員 長山利恵

議事日程

別紙のとおり

令和2年度第2回津野町農業委員会定期総会議事日程

令和2年5月27日 午後4時30分開議

日程	議案番号	案 件	備考
1 2 3 4 5 6 7 8 9	議案第1号 議案第2号 その他	開 会 会議録署名委員の指名 会期の決定 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について 強化促進法の規定による申し出について ○農地の嵩上げに係る事前協議書	

議事進行次第

開 会 午後 4時30分 開議

議 長 正場にいたします。

ただいまの出席委員は農業委員7名、農地最適化推進委員6名でございます。下元委員が所用のため欠席しておりますので、ご報告いたします。

これより、令和2年度第2回津野町農業委員会定期総会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名をおこないます。

会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において6番 田部 一直 委員 1番 松岡 保宏 委員を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって会期は1日間と決定しました。

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書についてご説明します。

(番号1朗読)

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上で議案の朗読並びに補足説明を終わります。

議 長 議案第1号 番号1について、宇都宮委員と明神委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

明神委員 譲渡人のお家に行ってお話を聞いてきました。譲受人は結婚して●●さんになっていきますけど、譲渡人の奥さんがいる時から、譲渡人の家を借りておったそ

うです。譲渡人の奥さんが亡くなって、譲受人の娘さんが訪ねてきた時、「できたらもう一緒になりなさい。結婚しないと私らも遊びに来にくい」ということで、譲受人と譲渡人が結婚して現在となっております。譲受人も●●へ嫁いできて、何か証というものが欲しいということで、畑を譲渡してもらいたいと。6ページの赤い線をしております畑を、写真では畑とは思いませんが、半分ぐらいは桜を植えております。桜は生け花用で、ゴラン桜とケイオウ桜を植えておると。だいたい3年に1回生け花用に出荷をしておるそうです。畑の上のほうはゼンマイを植えておると。見た目は大変な所と思いますが、モノレールも敷いて、草もなく、荒れてませんので問題ないと思います。譲受人も結婚したことで、家の者は何一つ問題なく贈与したいということです。問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 番号1について、質疑、意見はありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第1号について、原案のとおり決することに、賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4、議案第2号 強化促進法の規定による申し出についてを議題といたします。
事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第2号 強化促進法の規定による申し出についてご説明いたします。
(番号1～3朗読)

番号1、番号2は新規設定、番号3は再設定であります。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の朗読並びに補足説明を終わります。

議 長 議案第2号 番号1は大地委員と川西委員が地区委員です。
現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

川西委員 現地で借受人と直接お話をさせていただきました。借受人のお父さんが宮谷の出身です。本人は生まれも育ちも神戸の方ということで、帰ってきて農業をやるということで、農協からの紹介でこの貸付人の現況田となっておりますけどハウス、畑の所を借りて甘とうをやるということらしいです。ハウスのビニールの補助を役場の方に申請しているということで、継続してずっと真面目に農業をやられると思いますので、問題ないと思います。

議 長 議案第2号 番号1について、質疑、意見はありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
番号1について、原案のとおり決することに、賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、議案第2号 番号1は原案のとおり可決されました。

議 長 つづきまして、番号2及び3は 私と明神委員が地区委員です。
現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

議 長 番号2は、元々お父さんがハウスをしてたがですけど、お亡くなりになって4、5年と、ハウスも別の方が撤去されて更地になっていました。自分に作ってくれという話もありましたが、仕事もしていますので、ようせんということでおいていましたところ、借受人が是非ともということでも話をいただきました。貸付人に話をしたところ、了解をいただいたという形だと思います。2筆になっていますが、たぶんハウスのあった関係で、お父さんが2筆に変えたがやと思いますが、23ページを見ていただいたら分かると思いますが、1枚の田んぼです。いつもきれいに作っていただきますので問題ないと思います。

明神委員 番号3は再設定ということで、21日の午後に行ってまいりました。30ページの写真を見てもらうたらよろしいですが、先ほど説明がありましたように筆数が9筆ありましたけれども、耕地整備して、このように1枚の田んぼにしております。水は谷の水で、なかなかえいようにしております。また、中山間にも入っております、補償金は全部借受人にいただいております。地域で民生委員もしており、身元柄は信頼の厚い方でございます、何も問題ないと思いますのでよろしく願いしたいと思っております。

議 長 番号2及び3について、質疑、意見はありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 よろしいですか。
議案第2号 番号2は、宇都宮委員に関係する案件のため、宇都宮委員には退席していただき、採決を行います。

それでは、宇都宮委員の退席を求めます。

(宇都宮委員退席 午後4時43分)

議 長 それでは採決いたします。
議案第2号 番号2について、原案のとおり決することに、賛成の農業委員の
諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、議案第2号 番号2は原案のとおり可決されました。

(宇都宮委員着席 午後4時44分)

議 長 宇都宮委員に告知します。
議案第2号 番号2については可決されました。

つづきまして、番号3について、採決いたします。
議案第2号 番号3について、原案のとおり決することに、賛成の農業委員の
諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、議案第2号 番号3は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5、その他の件について、を議題といたします。
事務局より、議題の説明をお願いします。

事務局長 31ページをご覧ください。
農地の嵩上げに係る事前協議書の提出が1件あっております。
ご審議をよろしくお願いいたします。
(農地の嵩上げに係る事前協議書により報告・31ページ)

議 長 1件目について、地区担当の大崎委員と下元委員からご意見をお願いいたしま
す。

大崎委員 この件につきましては、申請人が今年譲渡されまして、現場は県道からすぐ下
になるんですけども、36ページの写真を見ていただければ、ここに残土を入
れて畑として活用したいということで嵩上げを、特に問題はないと思います。

議 長 農地の嵩上げに係る事前協議書について、質疑、意見はありませんか。

委 員 ありません。

議 長 それでは、農地の嵩上げに係る事前協議書については承認することにご異議あ
りませんか。

賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、農地の嵩上げに係る事前協議書については承認されました。

議長 その他、事務局からの報告はありませんか。

事務局長 農地法施行規則第29条第1号に係る届出書についての届出書が4月24日付けで1件ありましたので、事務局で受理いたしましたことをご報告いたします。津野町●●●●●●番地●、●●●●●さんが津野町●●●●●●●●番●、●●●●㎡のうち●●●●㎡に農機具用倉庫を設置したものです。農地に農業用倉庫や畜舎を設置する場合、200㎡以内の農業用施設ならば、転用申請をする必要はありませんが、設置した旨を農業委員会へ届出することが義務付けられております。今回はその届出であります。組織会を6月1日(月)午後1時30分、本庁での予定とし、組織会のあと、推進委員委嘱状交付式、高知県農業会議の方をお招きしての委員研修会を行いたいと思います。

議長 その他にありますか。

川村委員 僕の担当地区のことで1件気になる所があります。申請地は●●●●で国道沿いなんですけど、●●●●●●さんから50mぐらいかみ側の田んぼやった所です。●●の建設業者がこっちで仕事をとるために事務所を設置して資材置場とか駐車場にするという申請で許可を2年ちょっと前に出して、その後すぐに土を入れて整地されたんですけど、そこから全く動きがないです。本とかで調べよったら、申請後これまでにやらないかんという期間はないと書いていたんですけど、そういうがはないんですか。2年後でも5年後でもやったらえいということみたいな感じで書いていたんで、今、されなくても問題ないのかなという部分と、建設業者ということもあって、もしかしたら倒産という可能性もあってできていないのかという確認も必要なのかなということと、現状ですけど●●●●さんができてからは、●●●●さんの従業員の駐車場になっているということをちょっと聞いたんで、申請と違うことに使っている。勝手に使っているのか、契約して使っているのか確認はしてないんですけど、気になったんでどうかなとは思っている意見です。

事務局長 その時の目的は？

川村委員 事務所設置と資材置き場と駐車場にするという。

田部委員 申請者が使いゆう駐車場と別個の者が置きゆう駐車場とでは、違うわけやから5条の申請ではおかしいことになってくる。

山崎委員 5条の県が許可を出しちゅうのに、目的外でやるやったら書類を出せというこ

とやね。そういう権限があるかということやね。

事務局長 5条の転用の許可は出しちゅうけんど、転用の目的にはそってない。

議長 たぶん工事期間中に事務所と駐車場に使うという意味で申請を出したのでは。

川村委員 こっちで工事をしたくて、でも事務所がないと取れんということで置くとなったのではと思う。

田部委員 ●●●●を建てたのはそこじゃあないがかえ？

山崎委員 じゃない。全然知らん。6月1日にそれも含めて農業会議に研修をしてもらいたい。

大地委員 目的は変わってないけれども一時ここを貸しちゅうとか、色々出てくると思うんで、どういった事例やったら認められるのか、5年が10年になるのか、やるつもりやったけんどうせんまま貸しちよったとか、そこんところがOKなのか？

事務局長 6月1日の勉強会で詳しい方が来ますので、その時に回答いただけると。

川村委員 もう1つなんですけど、この農業委員会の前の農業委員さんであったことです。この農業委員さんには、一番最初の農地パトロールで回っていただいた●●●の●●地区で、僕も担当ではなかったのですが詳しくは知らないんですけど、おそらく分譲にする申請で、その後地区民と揉めて、青線を通ささんと言うようなので動きがなかったんですが、先週の金曜日に急に動きがありました。地区の方から役場等に確認があっているのかもしれませんが、僕の方にも聞かれたんでこの場でのことになりますけど、●●さんは1回申請で許可を得ちゅうきというので、たぶん強行突破ではないですけど、いったらわしら知らんということ地区へ言うていっているらしくて、それはちょっとという話を聞いてまして、動きはなかったんですけど、金曜日に工事が始まったんで、話がついたのかなと僕は思ってたんですけど、この前の日曜日に地区の方から話があって、どういうことやろうかと言われたんで、僕も確認してなかったんで、産業課としては何か把握しているのかなと。

事務局長 建設課が実際、窓口になって、青線とかの管理のことや町の管理の排水路の関係もあってですね、建設課が間に入って調整をしていた●●地区の関係ですね。

川村委員 今、申請地に溝のブロックみたいなのを積みまれていると思うんですけど、あれは町の旧国道ですかね、を通していくためのものではない？

事務局長 今、聞いているところでは、土地の内部の配管をそれで新設するという予定で動いているそうです。問題のあった青線と排水路については、公共的な施設の管理上は町として許可を出しています。これを法律上、止めれるものではないという状況で許可を出しておりますので、農業委員会の許可も合法的なものです。特にそれを止めれるものではないということは確認をとっていますので、

町としてそこにストップをかけられる状況ではないということです。それは確認をとっております。ただ、地域の係争中のことがあったので、町のほうでは地域と該当の方、端末で用水路をとっておられる方がおられて、その方との係争があったということです。そういうものを引きずってそのまま着手するのであれば、通告なりの話をしてくださいということを伝えておるとい状況です。あとは、その中でさらに係争が続くのであれば、民民のその法律的な解決をしていただかないといけないかというような状況となっております。

川村委員 農業委員会として取り消しの事業もあると書かれちゃったけれど、そこまでは至らないと？

事務局長 農業委員会で何らかそれを覆すようなものではないということは確認をとっております。それから建設課の公共の施設の管理上のことも、そこへ排水を入れられないという、そういう強制権はないということなので止めることはできない。

山崎委員 条件としてもクリアしちゅうけ、それを開発しよう問題ないと。要はあとは民同士の話し合いということで、行政が立ち入ることではない。

事務局長 これ以上、立ち入ることではない。トラブルになっている所なので、話はちゃんとしてくださいねということをお事業者さんのほうには役場のほうから伝えているという状況です。

川村委員 分かりました。ありがとうございました。

議 長 他にありませんか。

大崎委員 前回、僕が転用申請を出すときに、田部委員から質問があった青線の関係で、あの時私は回答をようしなかったのですけれども、すぐに譲渡人と連絡をとったら、既に財務局の方が何人か来て調査をして、払い下げの段取りをするということで手続きをして帰ったということです。ゴールデンウィーク明けに払い下げの金額の通知が来て、振り込みして一件落着というような方向でいきましたよということでございます。報告させていただきます。

議 長 他にありませんか。
なければ、先ほど事務局長からお話もあったように6月1日組織会を開きます。本庁に1時半、2時から推進委員さんの委嘱状交付という段取りです。その中で次回の定例会の日を決めたいと思います。
これにて、令和2年度第2回津野町農業委員会定期総会を閉会いたします。

閉 会 (午後5時7分)

津野町農業委員会会議規則第13条の規定による会議の経過を記載したもので、

その相違ないことを証するためここに署名押印する。

津野町農業委員会議長

署 名 委 員 6 番

署 名 委 員 1 番